

脱炭素先行地域の選定・評価に係る配点

要件	確認事項	配点
(0) 前提となる事項	エリアの特性を踏まえつつ、既存の区画等に沿い合理的な脱炭素先行地域の範囲が特定されていること	配点無し
	事業の各年度のスケジュールが適切に計画されていること	
	脱炭素先行地域の取組を実現するための執行体制が、提案地方公共団体において構築されており、具体的に示されていること	
	事業の進捗管理の実施体制・運営方法が示され、かつ、外部有識者等を含む複層的な進捗管理・評価の体制が示されていること	
	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に即して、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)及び地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定又は改定していること。ただし、策定又は改定がなされていない場合は、令和6年度中に実施するスケジュールを示していること	
	地方公共団体実行計画(事務事業編)の目標が、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画: 令和3年10月22日閣議決定)の目標(2013年度を基準として、2030年度までに50%削減)以上になっていること(※)。また、個別の措置についても、政府実行計画に準じた措置になっていること (※)温室効果ガス総排出量に与える影響の大きい施設等の規模やその増減、事務・事業の動向を踏まえ、これら施設等に係る目標についても最大限の水準とすること	
	地方公共団体実行計画(区域施策編)の目標が、地球温暖化対策計画の目標(2030年度に2013年度から46%削減)にとどまらない野心的な水準(※)であること (※)民生部門やその他の部門・分野について、地球温暖化対策計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準で設定をすること	

要件	確認事項	評価事項	配点
			合計① 130点
(1) 先進性・モデル性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案地方公共団体内における脱炭素先行地域以外の地域への横展開の方策に関して具体的に示されていること ・提案地方公共団体以外への横展開の方策に関して具体的に示されていること 	<p>地域資源を最大限活用しつつ、脱炭素と地域課題の解決を同時に実現する姿(地方創生に資する脱炭素)が示されているほか、脱炭素先行地域以外への横展開の方策が示されている等、先進性・モデル性に関して、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、優れている点が以下の観点等において具体的に示されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ー地域課題解決の手法や、需要家・エリア設定、施策間連携等に関して、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、当該事項が具体的に示されていること ー脱炭素先行地域へ削減効果の大きな技術を導入することにより、当該技術の新たな需要を創出し、地域経済への貢献と経済成長につながることに期待できることが、具体的に示されていること。また、技術の導入効果を最大化するための導入方法や運用方法等における工夫について、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、優れていることが具体的に示されていること ー需要家や関係者等との合意形成の方法について工夫がなされ、既選定の脱炭素先行地域と差別化され、優れていることが具体的に示されていること ー脱炭素先行地域以外の地域への脱炭素の基盤となり得る都道府県や地域金融機関、地域エネルギー会社、中核企業との連携や地元事業者の育成等の取組が具体的に示されていること ー脱炭素先行地域の取組と相まって相乗効果が期待される、太陽光発電設備等の設置を義務付ける条例の制定や制度の導入等が具体的に示されていること ー脱炭素先行地域の取組を地域脱炭素推進交付金等の国費に安易に頼ることなく、事業のコスト低減に資する取組等、事業を効率的かつ継続的に追求する取組が具体的に示されていること ー脱炭素先行地域の取組と相まって相乗効果が期待される住民等の行動変容の取組が具体的に示されていること 	30点
(2) 地域経済循環への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決に向けた取組が説明されていること ・前項の課題解決に向けたKPI(重要業績評価指標)が設定されるとともに、当該KPIの改善について、その根拠や方法が説明されていること 	<p>脱炭素先行地域の取組成果が、以下の観点等で地域に裨益し、地域経済循環に資する取組であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ー再エネを最大限導入するとともに、地域エネルギー会社等を通じて、地域外に流出しているエネルギー代金を域内に還流させ、地域内の投資・所得の向上に寄与していること ー脱炭素先行地域の取組を通じて、新たな産業や事業、サプライチェーンの創出、企業誘致、地域エネルギー会社の創設を行う等、地域経済・雇用の創出・拡大等に取り組んでいること ー家畜ふん尿、林地残材等の未利用資源の活用や、使用済み太陽光パネルの資源循環、事業により発生する熱や消化液等の副産物の活用等、これまで廃棄等していた地域資源を最大限活用し、新たな付加価値をもたらす取組であること ー脱炭素先行地域の取組を進めるに当たり、地域資本や地元事業者を活用する体制を構築する等、地元の事業者・人材の育成に取り組んでいること ー脱炭素先行地域の取組を通じて得た事業収益を活用し、地域課題に向けた取組を実施する等、地域内で収益が還元する仕組みを構築していること 	20点
(3) 事業性	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費及び地域脱炭素推進交付金に関し、CO2削減量1トン当たりの費用効率性が算出されていること ・主要な事業について、投資回収年数が算出されていること ・事業を効率的かつ継続的に行う工夫が示されていること ・取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られることが示されていること 	<p>総事業費や地域脱炭素推進交付金に係るCO2削減量1トン当たりの費用効率性が優れていること</p> <p>主要な事業について、法定耐用年数と比して合理的な投資回収年数が設定されていること</p> <p>事業を効率的かつ継続的に行う工夫が具体的、定量的に示され、横展開の可能性等の観点も含め、地域脱炭素推進交付金等の国費に安易に頼らない方策が優れていること</p> <p>金融機関からの融資見通し等を踏まえ、事業の継続性が見込まれたものとなっていること</p> <p>脱炭素に関する先導的な取組の実績がある、または、経験が豊富な連携先を確保しているなど、事業を着実に実行できる知見を有すること</p>	20点

要件	確認事項	評価事項	配点
			合計① 130点
(4) 取組の規模・効果及び電力需要における自家消費率・地産地消率	① 民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを目指す取組	<p>脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が適切であること(※) (※)脱炭素先行地域の取組を主として実施する範囲とは別に付加された施設群について、公共施設はこれらの電力需要量を50%割り引き、民間施設は、一定のモデル性が認められない限り、これらの電力需要量を25%割り引いて評価する。 (※)脱炭素先行地域の取組を主として実施する範囲内外にかかわらず、地方公共団体が所有する廃棄物処理施設の自家消費は、電力需要量を100%割り引いて評価する。</p> <p>脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量について、自家消費の割合(自家消費率)を可能な限り高くすること</p> <p>脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体で発電する再エネ電力量の割合(地産地消率)を可能な限り高くすること</p>	15点
	② 民生部門電力以外における取組	<p>脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組について、温室効果ガス削減の規模が適切であること</p> <p>脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組について、複数組み合わせで実施していること</p> <p>脱炭素先行地域内の民生部門以外の電力の取組を実施する場合の自家消費率及び地産地消率については、「① 民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを目指す取組」の内容に準じて実施すること</p>	
	<p>・脱炭素先行地域内の民生部門について、電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等となっていること</p>		
(5) 再エネ設備の導入量及びその確実性	<p>・導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること。また、脱炭素先行地域の取組を進めるに当たって特に重要な再エネ設備を基幹発電設備として設定していること</p> <p>・再エネ情報提供システム(REPOS)や衛星写真等を活用したFS調査を実施し、地域の特性に応じた再エネ賦存量を確認していること</p> <p>・生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止(ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。)や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能性を把握していること</p>	<p>生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止(ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。)や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、脱炭素先行地域の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量(新規の再エネ設備の導入量)が大きいこと</p> <p>FS調査のうち、実地調査を実施し、脱炭素先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための再エネ導入可能性をより確実に把握していること</p> <p>系統接続協議(事前相談・接続検討申込み等)を実施し、脱炭素先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための再エネ導入可能性をより確実に把握していること</p> <p>地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえ、脱炭素先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための再エネ導入可能性をより確実に把握していること</p> <p>必要に応じ、導入する再エネ設備の種類、設置場所等について、複数の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な導入のあり方(代替案)を検討していること</p>	15点
	① 民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを目指す取組	<p>脱炭素先行地域内の民生部門の取組を実現するため、電力需要家との合意を一定程度適切に図っていること(※) (※)合意形成の進捗状況等に応じて評価する。</p>	
	<p>・脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要家を原則全て対象としていること。また、合意形成の状況や合意形成までのスケジュールが具体的に示されていること</p> <p>・脱炭素先行地域内の民生部門の取組の実施にあたり、対象となる事業者等(※)を特定し、体制を構築することについて合意がなされていること (※)再エネ発電事業者、送配電事業者、地域エネルギー会社、PPA事業者、地元企業、金融機関、大学等の教育機関、自治会、経済団体等</p>		
(6) 需要家・供給事業者・関係者との合意形成	② 民生部門電力以外における取組	<p>脱炭素先行地域内の民生部門電力以外の取組の需要家との合意を一定程度適切に図っていること(※) (※)合意形成の進捗状況等に応じて評価する。</p> <p>脱炭素先行地域内の民生部門電力以外の取組の事業実施にあたり、対象となる事業者等の役割分担が明確化されるとともに体制が具体的に構築され、事業実施に関し、合意を一定程度適切に図っていること(※) (※)合意形成の進捗状況等に応じて評価する。</p>	15点
	<p>・脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組の需要家を特定していること。また、合意形成の状況や合意形成までのスケジュールが具体的に示されていること</p>		
	<p>・脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組の実施にあたり、対象となる事業者等(※)を特定し、体制を構築することについて合意がなされていること (※)再エネ発電事業者、送配電事業者、地域エネルギー会社、熱供給事業者、運輸事業者、地元企業、金融機関、大学等の教育機関、経済団体、農業団体等</p>		
(7) 地域の将来ビジョンとの整合性	<p>・設定する地域課題が、関連する基本的な計画(総合計画や地方版総合戦略等)や個別分野における計画(都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等)において位置付けられていること</p> <p>・脱炭素先行地域の取組を、関連する基本的な計画(総合計画や地方版総合戦略等)や個別分野における計画(都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等)に位置付ける方針を示していること</p>	<p>脱炭素先行地域の取組を基本的な計画(総合計画や地方版総合戦略等)に位置付ける方針について、そのスケジュールのほか、当該計画に位置付ける内容や相乗効果等が具体的に示されていること</p> <p>脱炭素先行地域の取組を個別分野における計画(都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等)に位置付ける方針について、そのスケジュールのほか、当該計画に位置付ける内容や相乗効果等が具体的に示されていること</p> <p>脱炭素先行地域での取組が、2030年以降の現実的な将来見通し(人口減少や高齢化等)を踏まえた適切な取組となっていること</p>	15点
	<p>・脱炭素先行地域の取組を、関連する基本的な計画(総合計画や地方版総合戦略等)や個別分野における計画(都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等)に位置付ける方針を示していること</p>		
	<p>脱炭素先行地域の取組を、関連する基本的な計画(総合計画や地方版総合戦略等)や個別分野における計画(都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等)に位置付ける方針を示していること</p>		
評価委員の識見に基づく上記評価事項への上乗せ評価、又は、上記以外の観点での評価			② 25点

総合計 (①+②) 155点